

# 事業計画策定ガイドラインの改正案及び廃棄等費用積立ガイドラインの改正案 に対する意見公募要領

令和5年8月17日  
経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課

## 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

再生可能エネルギーについては、地域との共生を前提に、令和3年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において掲げられた2030年度の再エネ比率36～38%の実現に向けて最大限導入していくこととしています。

近年、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー発電設備の導入拡大に伴い、安全面、防災面、景観・環境等への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化しています。こうした地域の懸念を解消し、地域と共生した再生可能エネルギー発電設備の導入に向け、令和4年10月より「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ」を開催し、適正な事業規律のあり方について検討を行っているところです。こうした中、令和5年5月に開催された同ワーキンググループ（第6回）において、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる関係法令の許認可の取得について、FIT/FIP制度の認定申請要件とすることなどの方向性が取りまとめられました。

また、再生可能エネルギー発電設備の廃棄等に関する懸念に対応し、適切な廃棄等を担保するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」といいます。）第9条に基づく認定基準として、再生可能エネルギー発電設備の廃棄等に関する計画が適切であることを求めています。加えて、令和4年7月から、10キロワット以上の事業用太陽光発電設備を対象に、原則、源泉徴収的な外部積立による廃棄等費用積立制度を開始するなどの対応を講じているところです。

こうした中、令和5年7月31日に開催された再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会においては、廃棄等費用積立制度が開始される中で適正な廃棄等費用を確保するための運用の明確化等が議論され、FIT/FIP制度における認定出力の10キロワット以上から10キロワット未満への減少や、10キロワット未満から10キロワット以上への増加が生じた場合における再エネ特措法の運用の明確化等について、一定の方向性が取りまとめられました。

さらには、令和5年度下半期以降の事業用太陽光発電については、令和5年2月に調達価格等算定委員会において取りまとめられた「令和5年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、地上設置/屋根設置の設置形態ごとのコスト動向の分析に基づき、それぞれの区分ごとに調達価格/基準価格が設定されています。こうした中、令和5年7月に開催された調達価格等算定委員会（第85回）において、屋根設置区分の対象となる「屋根設置太陽光」の外延及び確認方法等について検討が行われ、FIT/FIP認定申請時等に求める書類や、事業者の適切な対応を担保するための方法等の方向性が取りまとめられました。

資源エネルギー庁では、再エネ特措法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）及び入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成30年経済産業省告示第53号）の改正案について、令和5年7月よりパブリックコメントを実施しているところです。これと併せて、当該改正の趣旨を更に具体化等するため、事業計画策定ガイドライン及び廃棄等費用積立ガイドラインの改正に向けた検討を進めております。

については、事業計画策定ガイドラインの改正案及び廃棄等費用積立ガイドラインの改正案について、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

## 2. 意見公募の対象

- 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）改正案」
- 「事業計画策定ガイドライン（風力発電）改正案」
- 「事業計画策定ガイドライン（地熱発電）改正案」
- 「事業計画策定ガイドライン（水力発電）改正案」
- 「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）改正案」
- 「廃棄等費用積立ガイドライン改正案」

## 3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課  
(東京都千代田区霞ヶ関 経済産業省別館5階)

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和5年8月17日（木）～令和5年9月15日（金）必着

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)  
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス

レス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-fit-saiene@meti.go.jp

(電子メールの件名を「事業計画策定ガイドラインの改正案及び廃棄等費用積立ガイドラインの改正案に対する意見公募要領」として下さい。)

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

